

緩和ケア用品の購入・レンタル費用の助成に関する よくある質問と回答

1. 対象者本人が入院中に介護用品を借りていた場合、助成の対象になりますか？

(回答)本人が自宅で利用していない期間の購入またはレンタル費用は助成対象外です。

2. 40歳を過ぎていると介護用品の助成を受けられませんか？

(回答)介護保険法に基づいたサービスを利用できる場合はそちらを利用いただくことを基本とします。

介護保険法に基づくサービスを利用できない場合はこの助成の対象となりますので、北上市健康づくり課にご相談ください。

<介護保険に関する問い合わせ先> 北上市長寿介護課 0197-72-8219

3. 車いすを買った費用は助成の対象になりますか？

(回答)車いすはレンタル費用のみ助成します。

4. 介護保険要介護認定の申請中に本人が亡くなりました。

(回答)北上市健康づくり課へご相談ください。

■申請窓口・問い合わせ先

北上市健康こども部健康づくり課成人保健係 ☎0197-72-8296

場所 北上市保健・子育て支援複合施設2階(ツインモールプラザ西館)